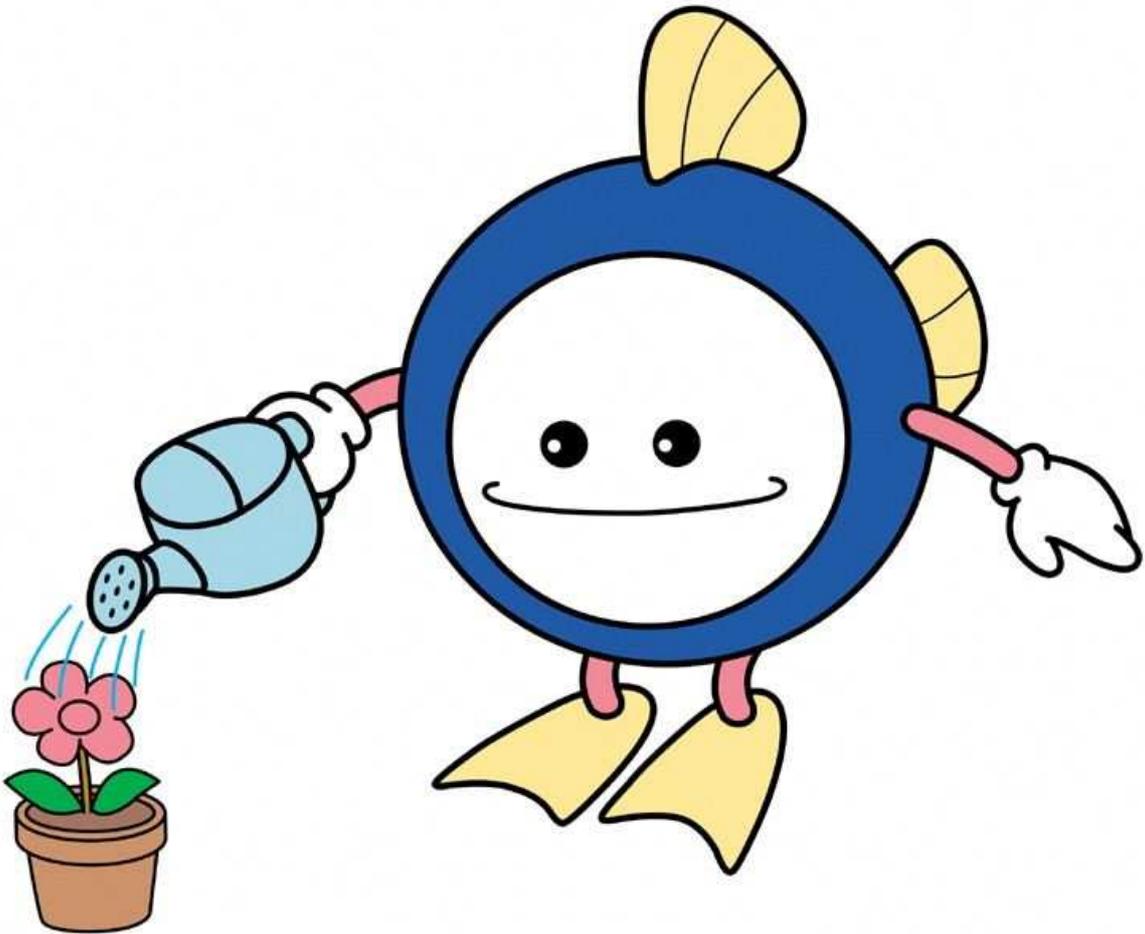


令和元年度

川口市の下水道



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

目 次

第1章 川口市の下水道の歴史		
1 市勢の概要	P	1
2 下水道の役割	P	2
3 下水道のしくみと種類	P	3
4 下水道のあゆみ	P	5
5 下水道の普及状況	P	6
第2章 川口市の下水道の計画と現状		
1 現況と課題	P	8
2 下水道の計画	P	8
3 流域下水道	P	9
4 下水道財政	P	11
5 下水道使用料	P	14
第3章 維持管理事業		
1 管きよの維持管理	P	17
2 水質規制の役割	P	18
3 融資利子等助成・補助制度	P	22
4 指定排水設備工事店制度	P	24
第4章 ポンプ場運転管理事業		
1 ポンプ場施設の役割と現状	P	25
2 施設の概要・位置図	P	26
第5章 災害対策		
1 浸水対策	P	36
2 地震対策	P	37
第6章 上下水道局の組織		
1 組織図及び事務分掌	P	41
2 職員配置表	P	42
【参考資料】 下水道関連用語集	P	44

第1章 川口市の下水道の歴史

1 市勢の概要

川口市は、埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接しているため、住宅都市化が進みました。平成23年10月11日に鳩ヶ谷市と合併し、平成29年12月には、人口60万人を超える都市となっています。

中央部には芝川、東には綾瀬川が流れ、見沼代用水（東縁・西縁）を境に、その北東部は台地、南西部は低地となっており、大昔、この低地には現在の東京湾が深く入り込み、その大部分が海底であったと想像されます。

既成市街地は東京湾平均海面（Tokyo Peil: TP）3～4m内外の低地で、北部に向かって多少高くなっていますが、荒川満潮面より1m内外の余裕しかなく、雨水の排除は困難を極めています。

地質は、北東部の台地は主に関東ローム層と呼ばれる洪積層で比較的地質条件はよいですが、低地では軟弱な地下水位の高い沖積層からなっています。

令和2年3月31日現在

市制施行年月日	昭和8年4月1日
総人口	608,390人
世帯数	292,000世帯
行政面積	6,195ha
人口集中地区 (DID地区)	面積 5,486ha（平成27年国勢調査） 人口 565,380人

2 下水道の役割

(1) 生活環境の改善（汚水の排除）

生活汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊やハエまたは悪臭の発生源となり、生活環境を悪化させることとなります。下水道を整備し、汚水処理を行うことで、トイレが水洗化されるなど、生活環境の改善を図ることができます。



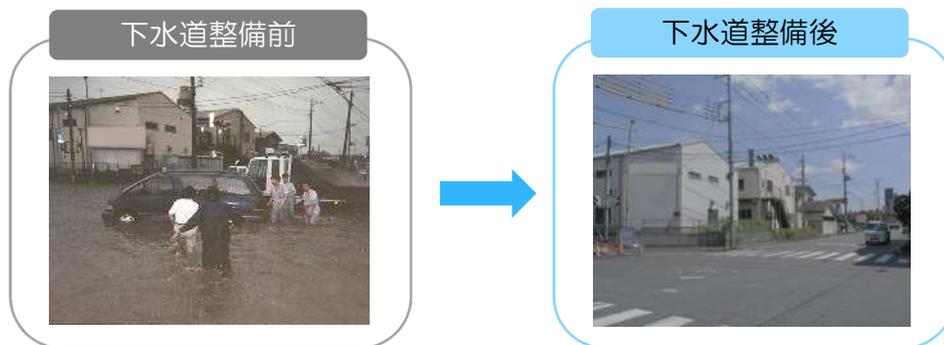
(2) 河川などの水質保全

下水道を整備することで、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止が図られ、豊かな自然環境の保全に大きく寄与します。



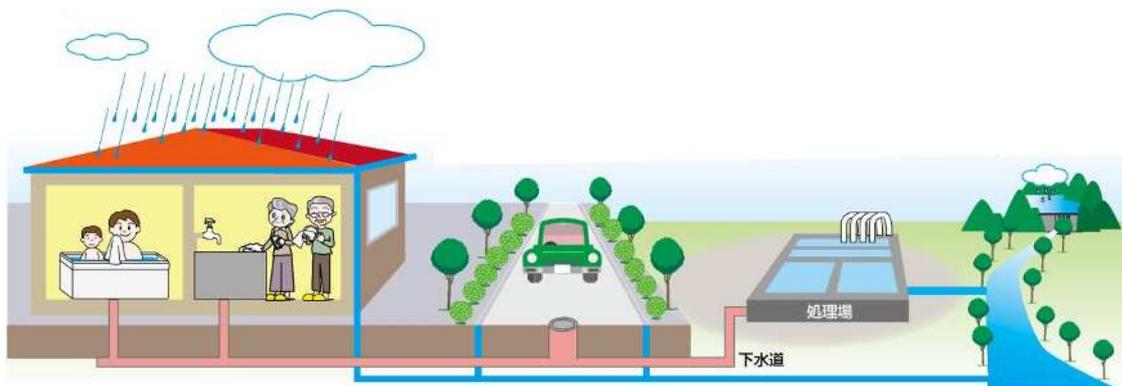
(3) 豪雨による浸水の軽減（雨水の排除）

下水道は、水路や側溝などと同様に雨水の排除のための機能を有しています。



3 下水道のしくみと種類

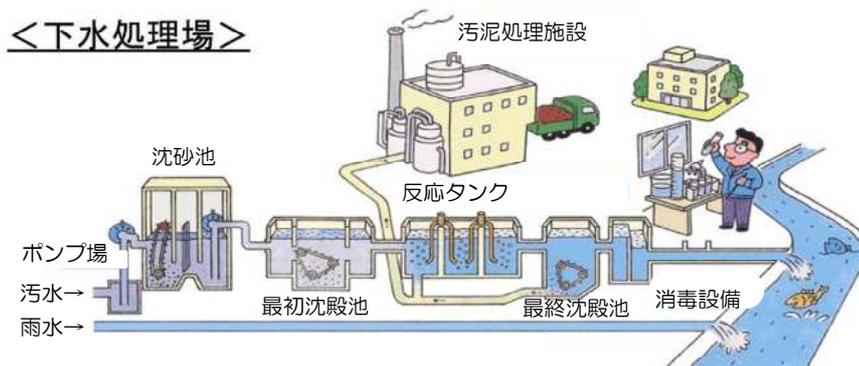
各家庭や工場などから出た汚水は、汚水管きょやポンプ場を通過して、下水道の終末処理場（下水処理場）へと流れます。



下水処理場では、バクテリアなどの微生物が汚水の汚れを食べることを利用した生物処理や沈殿処理によって、汚水をきれいに処理します。きれいに処理された水は、河川や海などに放流されます。

汚水をきれいにする過程で発生した汚泥は、汚泥処理施設へと送られ、バイオマスイネルギーや建設資材として資源化され有効に利用されます。

※本市の汚水は、埼玉県の荒川水循環センター及び中川水循環センターにおいて処理されています。



出典：国土交通省（一部編集）

下水を流す方式には、汚水と雨水を分けて流す分流式と、汚水と雨水を合わせて流す合流式があります。

(1) 分流式下水道

汚水と雨水を別々の管きよで排除する方法の下水道です。分流式下水道では汚水は下水処理場で処理されるため、汚水が河川に放流されません。



(2) 合流式下水道

汚水と雨水を同一の管きよで排除する方法の下水道です。合流式下水道では分流式に比べ、管きよの布設が容易な反面、雨天時に汚水混じりの雨水が河川に放流される問題があります。



出典：日本下水道協会（一部編集）

(3) 本市の下水道

本市では、中央・横曽根・青木・南平地域の大部分を合流式下水道で、その他の地域を分流式下水道により整備しています。



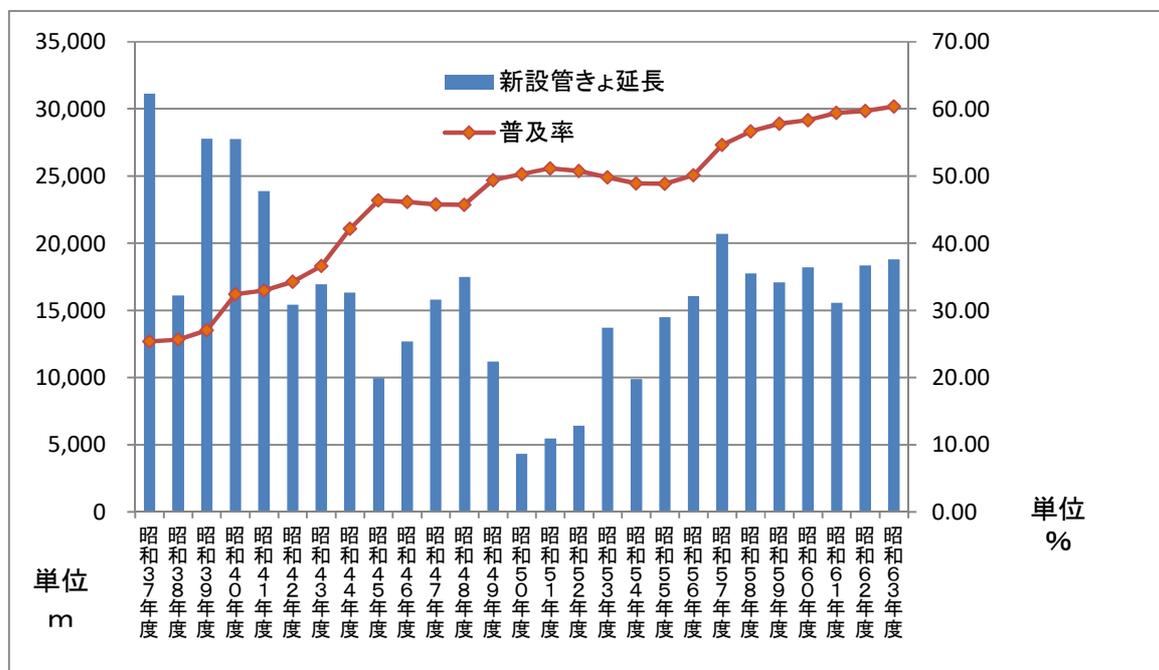
4 下水道のあゆみ

年 次			川口市 下水道のあゆみ
昭和	8年	4月	市制施行
昭和	12年	4月	下水道計画の調査設計に着手
昭和	13年	8月	モデル下水道を築造
昭和	15年	2月	国の認可に基づく下水道工事に着手
昭和	34年	8月	領家下水処理場において下水処理開始
昭和	46年		旧鳩ヶ谷市で下水道事業に着手
昭和	49年	8月	埼玉県荒川左岸南部流域下水道へ汚水を流入開始
平成	元年	4月	埼玉県の中川流域下水道へ汚水を流入開始
	同年	同月	二軒在家公園雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成	2年	8月	南部第4処理分区雨水貯留施設（雨水貯留管）が完成
平成	3年	3月	南部第4処理分区雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成	15年	3月	領家下水処理場で処理していた汚水を埼玉県荒川左岸南部流域下水道に流入開始することに伴い領家下水処理場を廃止
平成	23年	10月	旧鳩ヶ谷市と合併
平成	27年	3月	桜町排水区雨水貯留施設（雨水貯留管）が完成
平成	30年	3月	並木元町公園雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成	31年	4月	下水道事業に地方公営企業法を全部適用

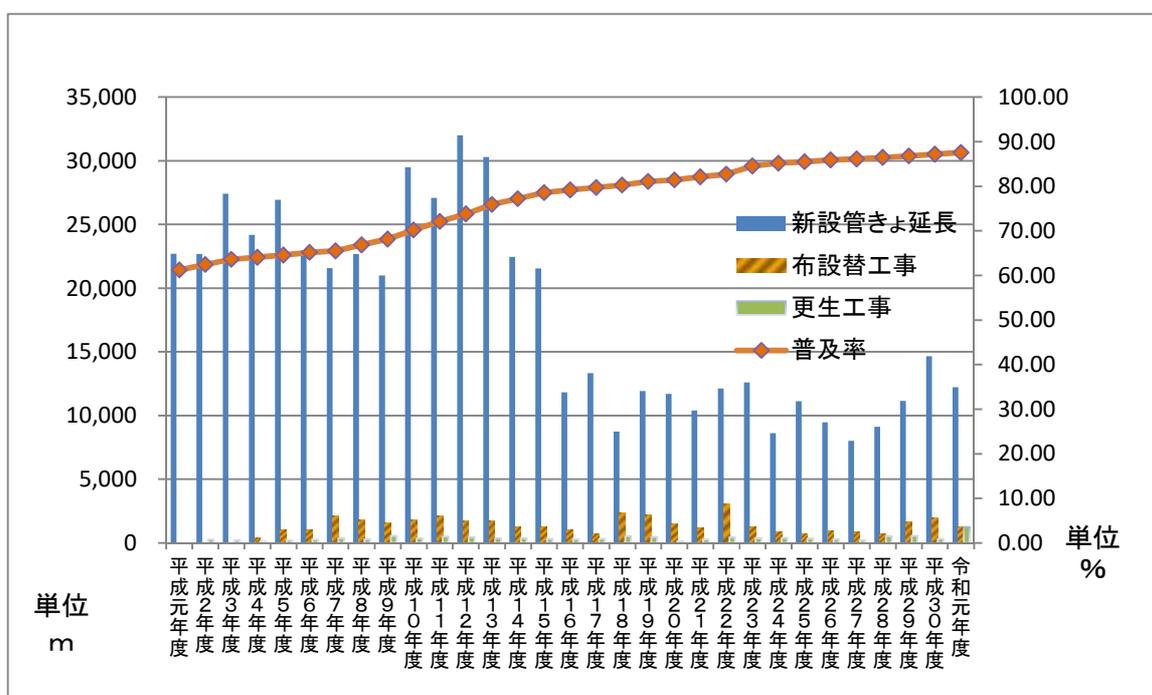
5 下水道の普及状況

(1) 管きょ布設状況と普及率の推移

①昭和37年度～昭和63年度の推移



②平成元年度～令和元年度の推移



(2) 過去5年間の普及状況

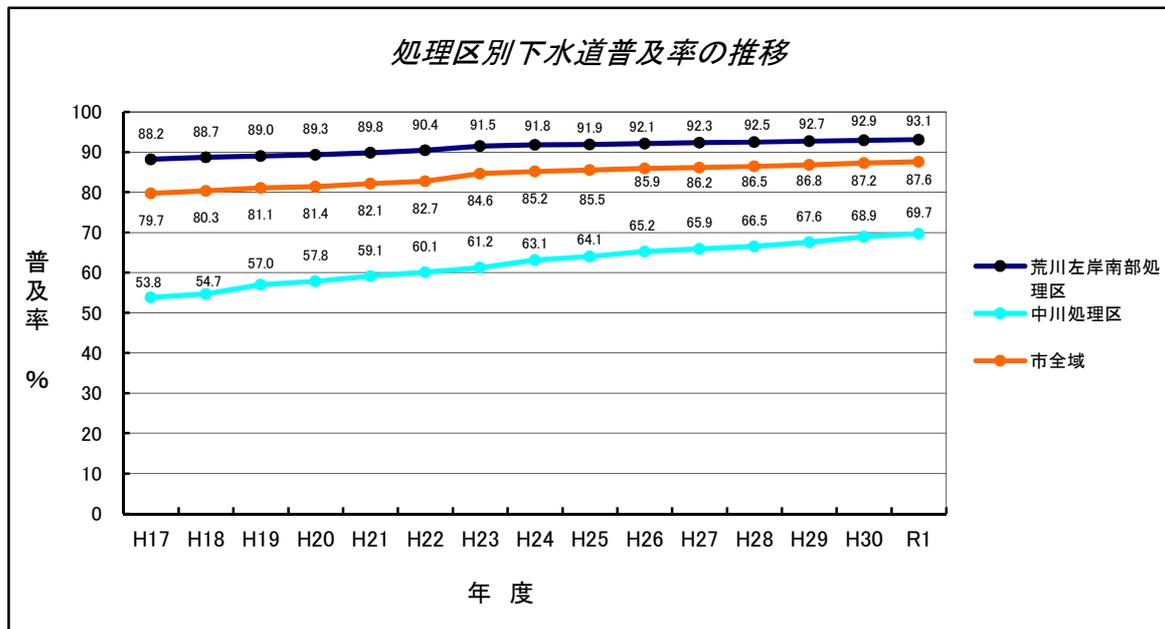
令和2年3月31日現在

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
A 行政面積 (ha)	6,195	6,195	6,195	6,195	6,195	
B 下水道計画面積 (ha)	5,856	5,856	5,856	5,856	5,856	
C 行政人口 (人)	593,485	596,505	601,055	604,675	608,390	
D 世帯数 (世帯)	272,472	276,461	281,681	286,887	292,000	
E 処理区域面積 (ha)	4,161	4,162	4,194	4,232	4,266	
F 処理区域内人口 (人)	511,278	515,704	521,717	527,506	532,753	
G 処理区域世帯数 (世帯)	237,905	242,129	247,577	253,321	258,681	
H 水洗化人口 (人)	481,800	486,104	492,933	499,365	504,610	
I 水洗化世帯数 (世帯)	224,398	228,467	234,118	239,934	245,056	
J 面積普及率 (%) E/A	67.2	67.2	67.7	68.3	68.9	
K 面積整備率 (%) E/B	71.1	71.1	71.6	72.3	72.8	
L 処理人口普及率 (%) F/C	86.2	86.5	86.8	87.2	87.6	
M 処理世帯普及率 (%) G/D	87.3	87.6	87.9	88.3	88.6	
N 人口水洗化率 (%) H/F	94.2	94.3	94.5	94.7	94.7	
O 世帯水洗化率 (%) I/G	94.3	94.4	94.6	94.7	94.7	
管きよ総延長 (km)	汚水	1,181.8	1,190.8	1,201.4	1,214.9	1,226.8
	(km) 分流雨水	29.0	29.1	29.6	30.8	31.2
	(km) 計	1,210.8	1,219.9	1,231.0	1,245.7	1,258.0

(3) 処理区別普及率の推移

荒川左岸南部処理区及び市全域については、既成市街地の人口の減少や区画整理事業など様々な原因により、普及率の伸びは緩やかとなっています。中川処理区についても、平成8年度以降流域下水道の浦和幹線が供用開始になってからは、急激な伸びを示していましたが、平成13年度以降は、荒川左岸南部処理区同様、普及率の伸びは緩やかとなっています。

今後も、区画整理事業との整合性を図りながら、人口密集地区など投資効果の高い地区から順次整備していきます。



第2章 川口市の下水道の計画と現状

1 現況と課題

本市の下水道事業は、昭和15年に着手して以来、県の流域下水道計画と整合性を図りながら、年次計画に基づいて逐次整備を進めてきました。令和2年3月末で処理人口普及率は87.6%となっています。

下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。そのため、下水道未普及地域の解消を図る一方、下水道事業に着手してから80年が経過していることから、老朽化した管きよなどの更新にも力を注ぐ必要があります。また、近年多発する集中豪雨に備え、雨に強いまちづくりを一層推進するとともに、発災時における下水道機能の確保や、被害軽減のための取り組みを強化することも重要です。

このような中、今後は人口の減少や節水機器の普及などにより下水道使用料の減少も見込まれるため、財政収支などの経営状況を含めた中長期的な視点に基づき、計画的に下水道事業を推進していくことが課題となります。

2 下水道の計画

前述のような状況を踏まえ、本市下水道事業の将来の方向性を示す基本的な計画として、平成30年7月に「川口市下水道ビジョン」を、ビジョンに掲げる施策を実現するための中長期の収支計画（投資・財政計画）として、平成31年1月に「川口市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

これらの計画に基づき、国・県や本市の下水道に関連する各種計画とも整合性を図りながら、より効率的で安定的な事業運営に努めていきます。



3 流域下水道

(1) 流域下水道とは

流域下水道とは、流域内にある複数の市町村からの下水を、行政区域を越えて広域的に収集、処理するものです。流域下水道は、幹線管きょ、ポンプ場、終末処理場等の基幹的施設から構成されており、昭和45年の下水道法の改正により制度化され、その建設及び維持管理は、原則として都道府県が行うことになっています。

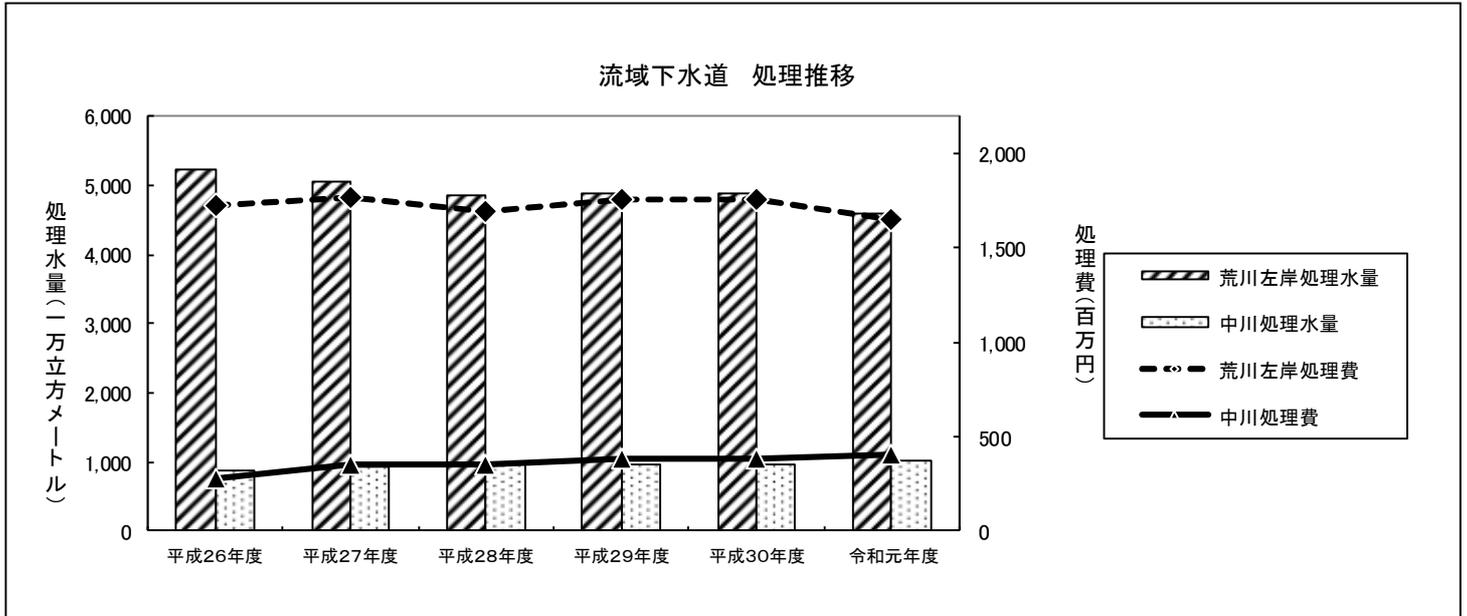
流域下水道に接続して下水を流す公共下水道は「流域関連公共下水道」と呼ばれ、その枝線管きょの建設及び維持管理は当該市町村が行います。

本市は荒川左岸南部流域下水道及び中川流域下水道に接続しています。

流域下水道には、次のような利点があります。

- ① 流域内の自然条件や、社会的条件及び水利用等の状況を勘案して、処理区域の設定、処理場の位置選定等を行うことができるため、効率的な水質保全を図ることができます。
- ② 処理施設を集約することによって、終末処理場の数を減らすことができ、単位水量当たりの建設費や維持管理費を抑えることができるので経済的です。

流域名	荒川左岸南部流域下水道		中川流域下水道	
関係都市	川口市・さいたま市・上尾市・戸田市・蕨市 5市		川口市・さいたま市・八潮市・草加市・越谷市・春日部市・蓮田市・三郷市・幸手市・吉川市・白岡市・杉戸町・伊奈町・宮代町・松伏町 11市4町	
計画処理面積	全体計画	川口市	全体計画	川口市
	21,038ha	3,825ha	30,663ha	2,031ha
計画処理人口	1,737,930人	396,400人	1,454,000人	111,900人
計画管路延長	103.61km		126.70km	
令和元年度 処理送水量	46,006,748 ^{m³}		10,138,250 ^{m³}	
処理単価	36円(1 ^{m³} 当り)		40円(1 ^{m³} 当り)	
建設事業費負担割合	22.54%		7.99%	



(2) 流域下水道の区分

本市では、前述の両流域下水道計画の区域界を東北自動車道及び首都高速道路とし、その西側を荒川左岸南部処理区（荒川左岸南部流域関連公共下水道）、東側を中川処理区（中川流域関連公共下水道）と定め、県の流域下水道計画や他の都市計画事業と整合性を図りながら事業を進めています。

流域下水道の区分図

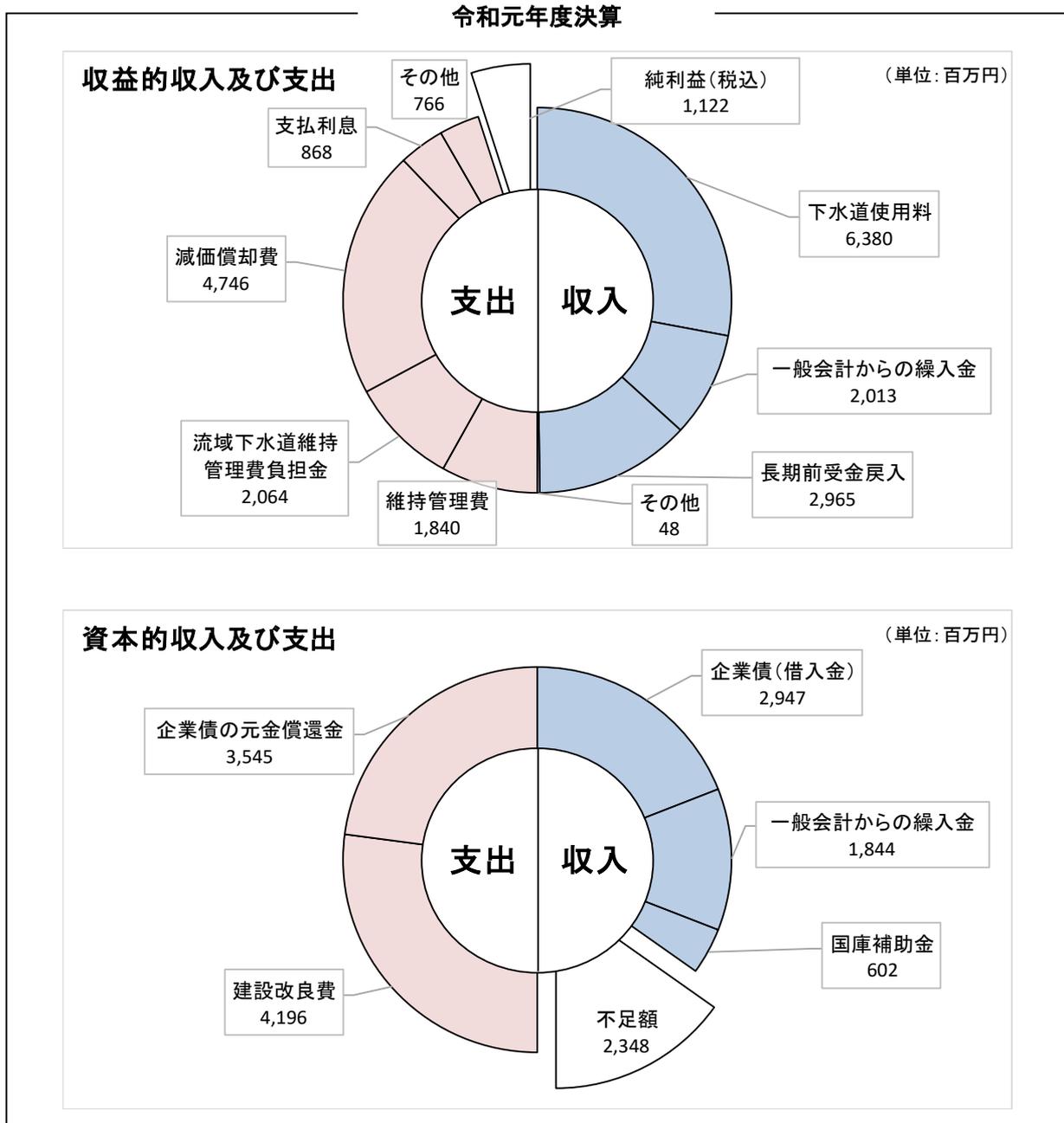


4 下水道財政

地方公営企業法を適用している川口市の下水道事業会計は、管理運営に係る収支を経理する「収益的収入及び支出」と、建設改良等に係る収支を経理する「資本的収入及び支出」に分かれています。

「収益的収入及び支出」は、1年間の経営活動に伴い発生した収入と支出の収支状況をあらわします。収入には、下水道使用料や一般会計からの繰入金、長期前受金戻入などを計上し、支出には、下水道管の清掃・点検やポンプ場の運転管理など下水道施設を維持管理するための経費、県に支払う流域下水道維持管理費負担金、減価償却費、企業債（借入金）の支払利息などを計上します。

「資本的収入及び支出」は、下水道施設の建設改良費とその財源、建設改良のために借り入れた企業債の元金償還金の収支状況をあらわします。収入には、企業債、一般会計からの繰入金、国庫補助金などを計上し、支出には、下水道管やポンプ場を整備するための建設改良費、企業債の元金償還金を計上します。



令和元年度決算概要

収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税込み）

収入 (単位：円)

科目	予算現額	決算額	予算残額	執行率
下水道使用料	6,461,080,000	6,379,994,950	△ 81,085,050	98.7
他会計負担金	1,907,328,000	1,834,899,953	△ 72,428,047	96.2
その他営業収益	2,283,000	2,602,300	319,300	114.0
他会計補助金	179,322,000	178,322,000	△ 1,000,000	99.4
国庫補助金	29,326,000	29,335,000	9,000	100.0
長期前受金戻入	2,940,687,000	2,964,506,063	23,819,063	100.8
消費税及び地方消費税還付金	0	13,799,206	13,799,206	—
雑収益	1,252,000	605,510	△ 646,490	48.4
過年度損益修正益	1,000	137,491	136,491	13749.1
その他特別利益	0	1,418,143	1,418,143	—
合計	11,521,279,000	11,405,620,616	△ 115,658,384	99.0

支出 (単位：円)

科目	予算現額	決算額	予算残額	執行率
管渠費	522,650,000	491,471,620	31,178,380	94.0
ポンプ場費	728,412,093	687,571,688	40,840,405	94.4
普及促進費	163,230,000	118,583,988	44,646,012	72.6
業務費	353,833,000	349,751,218	4,081,782	98.8
総係費	217,722,907	192,548,861	25,174,046	88.4
流域下水道維持管理費負担金	2,293,769,000	2,064,200,678	229,568,322	90.0
減価償却費	4,736,926,000	4,745,891,446	△ 8,965,446	100.2
資産減耗費	29,658,000	29,431,041	226,959	99.2
支払利息	918,742,000	868,245,743	50,496,257	94.5
消費税及び地方消費税	144,771,000	0	144,771,000	0.0
雑支出	145,000	135,747	9,253	93.6
固定資産売却損	0	259,577	△ 259,577	—
過年度損益修正損	8,273,000	10,938,116	△ 2,665,116	132.2
その他特別損失	730,175,000	724,222,341	5,952,659	99.2
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
合計	10,849,307,000	10,283,252,064	566,054,936	94.8

資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税込み）

収入 (単位：円)

科 目	予算現額	決算額	予算残額	執行率
企業債	3,350,500,000	2,946,900,000	△ 403,600,000	88.0
他会計補助金	99,712,000	99,712,000	0	100.0
国庫補助金	777,400,000	602,514,000	△ 174,886,000	77.5
負担金	17,000	106,200	89,200	624.7
他会計出資金	1,744,523,000	1,744,523,000	0	100.0
固定資産売却代金	0	110,000	110,000	—
合 計	5,972,152,000	5,393,865,200	△ 578,286,800	90.3

支出 (単位：円)

科 目	予算現額	決算額	予算残額	執行率
建設改良費	5,004,711,000	4,196,010,720	808,700,280	83.8
企業債償還金	3,545,437,000	3,545,436,235	765	100.0
合 計	8,550,148,000	7,741,446,955	808,701,045	90.5

5 下水道使用料

下水道事業を健全かつ持続的に運営するため、平成28年7月と平成30年7月の2段階にわたり下水道使用料の改定を行いました。

本来、雨水処理に係る経費は公費（税金）でまかない、汚水処理に係る経費は下水道使用料でまかなうという原則がありますが、下水道使用料でまかなうべき汚水処理に係る費用の回収率（経費回収率）は、料金改定により改善が図られたものの、令和元年度末時点で90.3%となっています。

今後も、本来の費用負担のあり方に基づき、適正な下水道使用料の検討を定期的に行うとともに、安定的かつ継続的に下水道サービスを提供できるよう事業を運営してまいります。

年次	事項	金額	項目
昭和34年8月	使用料 1 m ³ 当たり（汚水排除量に応じ）	5円	公衆浴場 3円
昭和52年9月	使用料改定（平均 400%値上げ） 定額従量制から従量定額累進制の料金体系に改正		公衆浴場 10円
昭和54年12月	使用料改定（平均 58%値上げ） 水洗便器使用料の廃止		公衆浴場 15円
昭和57年4月	使用料改定（平均 47.9%値上げ）		公衆浴場 18円
平成元年4月	消費税法の施行に伴い消費税相当分の3%を加算		
平成4年10月	使用料改定（平均 30%値上げ）		公衆浴場 20円
平成9年4月	消費税率の引上げに伴い消費税相当分の5%を加算		
平成12年4月	使用料改定（平均 29.2%値上げ）		公衆浴場 24円
平成26年4月	消費税率の引上げに伴い消費税相当分の8%を加算		
平成28年7月	使用料改定（平均 20.7%値上げ H12.4 対比）		公衆浴場 27円
平成30年7月	使用料改定（平均 41.2%値上げ H12.4 対比）		公衆浴場 29円
令和元年10月	消費税率の引上げに伴い消費税相当分の10%を加算		

下水道使用料金表（税別）

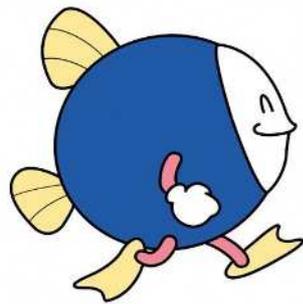
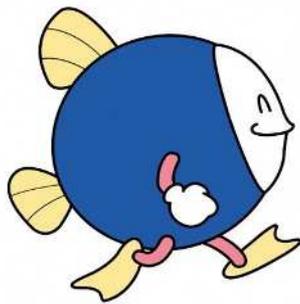
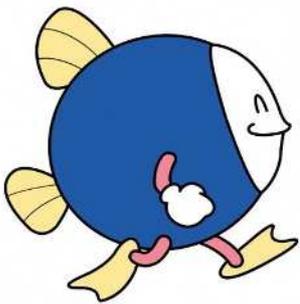
平成30年7月1日より実施

種別	使用料（1ヵ月につき）				
	排除量	単価	速算控除額	計算式	
一般汚水	基本料金	10 m ³ まで	887円	0円	基本料金 887円
	超過料	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	93円	43円	排除量 × 93円 - 43円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	112円	423円	〃 × 112円 - 423円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	131円	1,373円	〃 × 131円 - 1,373円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	149円	3,173円	〃 × 149円 - 3,173円
		200 m ³ を超え 500 m ³ まで	168円	6,973円	〃 × 168円 - 6,973円
		500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	188円	16,973円	〃 × 188円 - 16,973円
		1,000 m ³ を超え 2,500 m ³ まで	208円	36,973円	〃 × 208円 - 36,973円
	2,500 m ³ を超える分	230円	91,973円	〃 × 230円 - 91,973円	
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	29円		〃 × 29円	

下水道使用料収納実績（現年度分+過年度分）

年 度	調 定 額 A (千円)	収 納 額 B (千円)	収 納 件 数 C (件)	収納率B/A (%)	有 収 水 量 (m ³)
平成26年	4,427,602	4,345,302	1,365,445	98.1	50,257,163
平成27年	4,496,901	4,403,156	1,393,282	97.9	50,774,614
平成28年	5,084,460	4,995,897	1,414,475	98.3	50,883,268
平成29年	5,461,148	5,381,733	1,444,940	98.5	51,388,702
平成30年	6,078,181	5,403,535	1,329,277	88.9	51,535,918
令和元年	7,046,746	6,371,709	1,504,642	90.4	51,641,936

※平成31年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法を全部適用したことに伴い、平成30年度及び令和元年度の下水道使用料収納期間は、出納整理期間のない4月から3月の12カ月となっています。



第3章 維持管理事業

1 管きよの維持管理

管路施設は、市民生活と密接な関わりがあり、広範囲に及んでいることから、施設の機能が十分発揮できるよう維持管理を行っています。

管きよ清掃は、直営及び委託により行っており、公共用水域の水質汚濁防止を図るなど、管路施設の維持管理においても重要な業務の一つです。

施設の補修工事は取付管破損箇所の補修やマンホールと路面の段差解消を随時行っており、市民の安全性確保に努めています。

施設の老朽化による更新工事（布設替・更生）も計画的に進めています。

～維持管理実績表～

令和2年3月31日現在

年 度 種 別		平成	平成	平成	平成	令和
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
管きよ総延長	汚 水(m)	1,181,836	1,190,837	1,201,369	1,214,937	1,226,792
	分流雨水(m)	28,962	29,070	29,674	30,768	31,155
	計(m)	1,210,798	1,219,907	1,231,043	1,245,705	1,257,947
清 掃 延 長	(m)	34,419	21,086	20,557	17,047	21,245
取付管補修	(箇所)	164	161	199	93	140
人 孔 補 修	(箇所)	175	165	96	68	95
更 新 工 事	(m)	1,049	1,226	2,176	2,338	2,557



2 水質規制の役割

(1) 悪質下水と特定事業場

下水道に流入する排水には、下水道施設を損傷する場合若しくは終末処理場で処理することが困難な物質を含む場合があります。このような排水は、悪質下水と呼ばれ、主に工場等の事業場から排出されます。この悪質下水の流入を防ぐために、物理的、生物、化学処理をする除害施設の設置を必要とする排水基準が定められています。

また、届出の義務及び除害施設の設置義務がある施設は、下水道法に規定する特定施設（水質汚濁防止法の特定施設（一部を除く）及びダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設）に加え、特定施設を有しない事業場で下水道排除基準を超える恐れのある下水を排出する悪質下水排出施設を対象としています。

下水道法に規定する特定施設を設置する事業場を特定事業場と言い、令和2年3月末現在の届出状況は次のとおりです。

～特定事業場の届出状況～

業 種 (施設名は業種指定なし)	特定施設番号	事業場数	除害施設設置 事業場数
畜産食料品製造業	2	3	0
水産食料品製造業	3	1	0
調味料製造業	5	1	1
製 あ ん 業	8	1	1
動植物油脂製造業	12	1	0
豆腐・煮豆製造業	17	22	0
冷凍調理食品製造業	18-2	1	0
製 版 業	23-2	9	2
無機化学工業	27	3	3
有機ゴム薬品製造業	35	2	2
石けん製造業	38	1	1
ガラス製品製造業	53	1	1
セメント製品製造業	54	1	0
生コンクリート製造業	55	4	2
非鉄金属製造業	62	1	1

金属製品製造業	63	3	1
表面処理施設	65	24	23
電気めっき施設	66	26	26
共同調理場	66-4	5	4
弁当製造業	66-5	3	3
飲食店	66-6	5	1
洗たく業	67	69	18
写真現像業	68	7	0
病院	68-2	3	3
と畜業	69	1	1
自動車分解整備事業	70-2	2	1
自動式車輛洗浄施設	71	64	0
科学試験研究施設	71-2	10	7
一般廃棄物処理施設	71-3	1	1
トリクロエチレンによる洗浄施設	71-5	5	4
特定事業場から排水される水の処理施設	74	1	1
合計		281	108

(2) 排水基準と監視・規制対象事業場

下水道の排水基準（排除基準）は、1日の排水量によって基準の適用がない場合があります。

ただし、非特定事業場（特定施設を有しない事業場）であっても排水基準を超える恐れがあるものは、監視・規制対象事業場となり、除害施設の設置が必要となります。

令和2年3月末現在、非特定事業場の届出状況は次のとおりです。

～非特定事業場の届出状況～

業種	事業場数	除害施設設置事業場数
段ボール製造、菓子製造、ディスプレイ排水処理システムを設置する集合住宅等	58	58

(3) 事業場の分類



(4) 特定施設の届出について

特定施設については、次のような届出が必要です。

届出事由	届出の期限	主な届出事項	摘要
特定施設を設置または構造を変更しようとするとき	設置・変更の 60 日前まで	①氏名・住所・法人の代表者 ② 特定施設の名称 ③ 特定施設の構造・使用方法・原材料 ④ 汚水の処理方法	設置・変更の場合は計画変更命令等あり
施設が特定施設になったとき、及び特定施設を設置している事業場が公共下水道を使用することになったとき	下水道法の施行日から 30 日以内 公共下水道を使用することになった日から 30 日以内		

下水排除基準

対 象		特定事業所			非特定事業所		
		排水量 m ³ /日	30未満	30～50未満	50以上	30未満	30～50未満
環 境 項 目	温度	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素			380			380
	pH	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)
	BOD			600 (300)			600 (300)
	SS			600 (300)			600 (300)
	全窒素			240 (150)			240 (150)
	全燐			32 (20)			32 (20)
	沃素消費量			220			220
	n-ヘキサン抽出物質 量 (上段：鉱油 下段：動植物油)		5	5		5	5
	銅	3	3	3	3	3	3
	亜鉛	2	2	2	2	2	2
	全クロム	2	2	2	2	2	2
	フェノール類	5	5	5	5	5	5
	鉄（溶解性）	10	10	10	10	10	10
	マンガン（溶解性）	10	10	10	10	10	10
	有 害 物 質	ふっ素	8	8	8	8	8
ほう素		10	10	10	10	10	10
カドミウム		0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン		1	1	1	1	1	1
有機燐		1	1	1	1	1	1
鉛		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
6価クロム		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
総水銀		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB		0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
1, 4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
ダイオキシン類	10	10	10	10	10	10	

備考

- 1 単位は温度、pHを除きすべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類についてはpg/Lです。
- 2 pH、BOD、SS、温度、全窒素、全燐に係る（ ）内の数値は、製造業又はガス供給業の一部に対して適用されるものです。
- 3 内は直罰対象の規制に係る排水基準です。
- 4 内の項目については、特定施設を新設・増設する場合で、排水量が日量10m³/日以上るとき、3と同じく直罰対象となります。

3 融資利子等助成・補助制度

(1) 水洗便所改造資金融資利子等助成制度

昭和34年8月に領家下水処理場が運転を開始し、水洗化が可能となったことから、水洗便所の普及を図るため、昭和37年度から水洗便所改造資金貸付事業を実施し、平成13年度からは1件50万円を限度として、無利息、50ヶ月以内均等分割償還により貸付を行っていました。

平成26年度以降は、金融機関の融資制度を活用し、完済後に利子等について借受者へ助成する制度へと移行しました。制度の内容としては、助成制度を扱う金融機関の融資のうち、市が指定する融資で1件50万円以内、かつ60ヶ月以内の返済を条件に、返済完了後、利子等に相当する額を市が助成するものです。

なお、申請の受付は平成29年度をもって終了しています。

～融資利子等助成制度の年度別推移～

年度	申請 件数 (件)	助成対象 工事費 (円)	平均金額 (円)	汲取便所改造		浄化槽切替		利子等 助成額 (円)
				件数 (件)	平均助成 対象工事費 (円)	件数 (件)	平均助成 対象工事費 (円)	
26	7	1,477,893	211,127	1	381,000	6	182,815	
27	15	4,118,000	274,533	4	475,000	11	201,636	
28	2	220,000	110,000			2	110,000	7,530
29	3	955,000	318,333	1	310,000	2	322,500	105,943
30								4,068
元								7,525

(2) 水洗便所改造資金補助金

平成30年度から2年間の社会実験として、既設の便所を水洗式に改造し下水道へ接続する工事を行う者に対し、工事費の一部を市が補助する新たな制度を導入しました。

補助金の額は、市内業者に依頼した場合、上限3万円、市外業者に依頼した場合、上限2万円です。

令和2年度については、経過措置期間に移行しています。

～水洗便所改造資金補助金の実績～

年度	件数	補助金額
30	360件 (390件) 市内業者 169件 (180件) 市外業者 191件 (210件)	8,890千円 (9,600千円)
元	576件 市内業者 226件 市外業者 350件	13,780千円

※平成31年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法を全部適用したことに伴い、平成30年度及び令和元年度の実績は、出納整理期間のない4月から3月の12カ月分となっています。なお、平成30年度の（ ）内は、地方公営企業会計移行に伴う特例的支出を含む実績です。

(3) 私道共同排水設備整備補助金

昭和57年度から水洗便所の普及を促進するため、公共下水道処理区域内で私道に関係者が共同で利用する共同排水設備の新設又は布設替え（布設後20年以上経過しているもの）を行う場合、市で定めた条件を満たしていれば、工事費の一部を市が補助しています。

補助金の額は補助対象工事に要した経費の8割以内です。

～補助金の年度別推移～

年度	補助件数	補助戸数	補助金額
27	23件	148戸	61,041千円
28	17件	156戸	78,305千円
29	16件	154戸	64,163千円
30	13件 (15件)	98戸 (108戸)	43,131千円 (48,774千円)
元	15件	98戸	60,734千円

※平成31年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法を全部適用したことに伴い、平成30年度及び令和元年度の実績は、出納整理期間のない4月から3月の12カ月分となっています。なお、平成30年度の（ ）内は、地方公営企業会計移行に伴う特例的支出を含む実績です。

4 指定排水設備工事店制度

水洗便所の改造工事や排水設備工事等を行う場合、昭和37年度から指定排水設備工事店制度を設けています。

指定工事店には、排水設備工事責任技術者が1名以上配属されており、この責任技術者の監督のもとに工事が行われています。

～責任技術者の推移～

年度	責任技術者数
27	477人
28	475人
29	437人
30	427人
元	436人

～指定工事店の推移～

年度	指定工事店数
27	355店
28	348店
29	345店
30	357店
元	358店

(令和2年3月31日現在の工事店)

川口市内151店

川口市外207店(以下参照)

市町名	件数
上尾市	9店
朝霞市	1店
伊奈町	3店
入間市	3店
桶川市	4店
春日部市	4店
加須市	1店
川越市	5店
川島町	1店
北本市	1店
行田市	1店
久喜市	4店

市町名	件数
越谷市	13店
さいたま市	84店
坂戸市	2店
狭山市	1店
志木市	2店
白岡市	3店
杉戸町	1店
草加市	18店
鶴ヶ島市	1店
所沢市	2店
戸田市	8店
新座市	7店

市町名	件数
蓮田市	2店
日高市	1店
富士見市	3店
ふじみ野市	3店
松伏町	1店
三郷市	2店
宮代町	5店
三芳町	2店
八潮市	1店
吉川市	1店
吉見町	1店
蕨市	6店

第4章 ポンプ場運転管理事業

1 ポンプ場施設の役割と現状

昭和37年11月に横曽根地区に横曽根中継ポンプ場が建設され、領家下水処理場に汚水の流入が始まって以来、下水道整備に伴って汚水中継ポンプ場が逐次建設されていきました。

また、本市は平坦地であることに加え、地盤沈下の影響を受けたことから、雨水排除を目的とした排水ポンプ場や雨水浸水対策として雨水貯留施設を逐次建設し、現在21カ所のポンプ場、6カ所の雨水貯留施設が稼働しています。

領家下水処理場については、処理していた汚水を荒川左岸南部流域下水道に流入開始したことに伴い、平成15年3月31日をもって廃止されました。



元郷排水ポンプ場



荒川町ポンプ場



横曽根中継ポンプ場



豎前橋ポンプ場

2 施設の概要・位置図

(1) ポンプ場の種類

①雨水排水ポンプ場

地盤の低い地域で、自然流下によって排水できない雨水をポンプで揚水して、放流水域に排水するポンプ場です。

②汚水中継ポンプ場

下水を自然流下で処理場に導く際に管路延長が長くなる時、または地形上の関係から管きよの埋設が深くなる場合に設けるポンプ場です。

③地下ポンプ室

地下に設置されたポンプ設備で水中ポンプを使用し、通常の沈砂池が省略されたポンプ室です。

(2) 下水道ポンプ施設一覧

①ポンプ施設数

令和2年3月31日現在

ポンプ場			地下ポンプ室等		
施設数	目的		施設数	目的	
21	雨水排除	9	60	雨水排除（雨水貯留施設、6カ所を含む）	14
	汚水中継	8		汚水中継	45
	雨水排除・汚水中継	4		雨水排除・汚水中継	1

②ポンプ場 ※各ポンプ場の配置図はP 3 4 参照

No.	施設名称	所在地	用途	能力	運転開始年月	備 考
				[m ³ /秒]		
1	横曽根中継ポンプ場	宮町17-26	汚水	0.97	S37年11月	西川口・南町・仲町・宮町・原町・川口・飯原町・飯塚の汚水及び緑町ポンプ場・寿町ポンプ場から送水される汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。

No.	施設名称	所在地	用途	能力	運転開始年月	備考
				[m ³ /秒]		
2	ことぶきちよう 寿町 ポンプ場	川口 1-7-7	汚水	0.316	S42年 12月	荒川町ポンプ場の運転開始により、寿町ポンプ場が担っていた、雨水放流の役割は終了しました。現在は川口・飯塚・金山町の汚水送水のみを行っています。汚水は横曽根中継ポンプ場へ送水しています。
3	青木橋 排水 ポンプ場	青木 2-13-13	雨水	3.0	S46年 6月	青木・中青木・幸町・並木元町・並木の雨水を旧芝川に放流し、汚水を青木中継ポンプ場に送水しています。
			汚水	0.22		
4	仲町排水 ポンプ場	西川口 6-19-29	雨水	1.5	S46年 7月	横曽根排水ポンプ場と分担して西川口・仲町・南町・宮町・原町・川口の雨水を緑川に放流します。
5	たてまえばし 堅前橋 ポンプ場	南前川 1-7-4	雨水	2.7	S46年 9月	芝新町・芝中田・南前川の雨水を堅川へ放流し、汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
			汚水	0.69		
6	ちようはりばし 丁張橋 中継 ポンプ場	上青木西 4-27-21	汚水	0.26	S47年 5月	上青木・上青木西・南前川・前上町の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
7	元郷排水 ポンプ場	元郷 2-3-10	雨水	20.0	S47年 5月	旧芝川に流入する雨水を荒川に放流します。また、通常は旧芝川の水位を保持する役割を担っています。
			水位 旧芝 保持 川	2.0		
8	緑町 ポンプ場	緑町 4-4	雨水	0.37	S50年 5月	緑町の雨水を緑川へ放流し、汚水を横曽根中継ポンプ場へ送水しています。
			汚水	0.033		
9	横曽根 排水 ポンプ場	宮町 16-64	雨水	4.5	S51年 4月	仲町排水ポンプ場と分担して西川口・仲町・南町・宮町・原町・川口の雨水を菖蒲川に放流します。

No.	施設名称	所在地	用途	能力	運転開始年月	備考
				[m ³ /秒]		
10	東領家中継ポンプ場	東領家5-6-10	汚水	0.07	S51年10月	東領家4丁目・5丁目の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
11	なぎのはし 榎木橋 中継 ポンプ場	領家5-2-1	汚水	0.223	S51年10月	領家5丁目、元郷1・2丁目のうち旧芝川と荒川に囲まれた区域の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
12	中央橋中継ポンプ場	本町2-10-12	汚水	0.934	S53年3月	本町大通りを中心にしてその周辺区域（本町・金山町）の汚水を青木中継ポンプ場へ送水しています。
13	青木中継ポンプ場	上青木1-17-17	汚水	1.419	S56年6月	上青木西・南前川・並木・上青木の汚水及び青木橋排水ポンプ場・中央橋中継ポンプ場から送水される汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
14	いかり 伊刈 はいすいきじょう 排水機場	本前川3-1-8	雨水	2.15	S56年9月	大雨のときに芝川から伊刈排水路に逆流するのを防ぐ施設です。通常は、高木雨水貯留管の雨水を伊刈排水路へ放流します。
15	里ポンプ場	大字里103-1	雨水	7.52	S58年6月	里地区の雨水を芝川へ放流し、汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
			汚水	0.77		
16	にけんざいけ 二軒在家 排水 ポンプ場	朝日4-12	雨水	1.35	H1年4月	二軒在家公園テニスコートの西側地下にあり、主に朝日町地区の雨水を旧芝川へ放流します。
17	にいほり 新堀中継 ポンプ場	榛松3-46-25	汚水	0.32	H1年6月	新堀・榛松・江戸その他の地区の汚水を埼玉県が設置する中川水循環センターへ送水しています。

No.	施設名称	所在地	用途	能力	運転開始年月	備 考
				[m ³ /秒]		
18	領家第八公園ポンプ場	領家1-15	雨水	0.9	H4年2月	領家第八公園の地下に造られたポンプ場で、元郷6丁目や弥平1丁目、領家1丁目付近の雨水を旧芝川へ放流します。
19	南鳩ヶ谷ポンプ場	大字前田1268-1	雨水	3.0	H10年4月	新芝川より南側に位置する旧鳩ヶ谷南部地区の雨水対策を都市下水道事業として整備した雨水排水ポンプ場（能力3.0m ³ /秒）で、旧芝川へ放流する施設です。
20	荒川町ポンプ場	荒川町地先	雨水	8.0	H15年10月	荒川のスーパー堤防事業に併せて建設され、寿町ポンプ場に代わり、川口・飯塚・原町・飯原町・金山町の雨水を荒川へ放流します。（寿町ポンプ場の雨水排除の役割は終了しました。）
21	辻ポンプ場	南鳩ヶ谷7-20-1	雨水	6.0	H28年3月	旧鳩ヶ谷辻地区の都市化による雨水対策として安木ポンプ場を廃止し新たに整備した雨水排水ポンプ場（能力6.0m ³ /秒）で新芝川へ放流する施設です。

※ 上記一覧の「備考」には、ポンプ場が担う区域名が記載されていますが、ここに記載のない区域におきましても、下水道普及区域における汚水は、ポンプ場から埼玉県が設置する水循環センターに送水されます。

※ 上記一覧において区域名が重複している場合がありますが、担当するポンプ場が異なる場合があるためです。

③地下ポンプ室等（施設名称に付いている○数字は配置図の番号）

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積[m ²]	能力[m ³ /s]	運転開始年月
雨水排除用	たちのきわばし立野際橋 地下ポンプ室	西川口2-16-24地先	36.98	1.000	S52.4

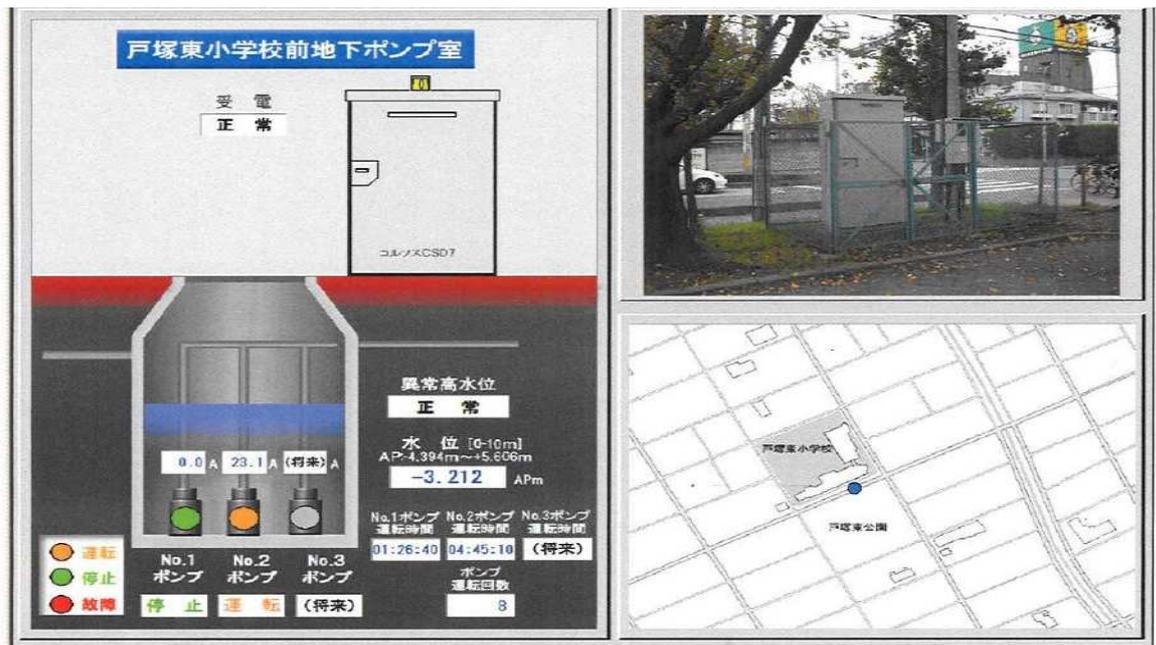
	施設名称	所在地	道路地下占用面積[m ²]	能力[m ³ /s]	運転開始年月
雨水 排除 用	仲町中学校 地下ポンプ室	西川口2-16-1地先	36.98	1.000	S53.4
	おにざわばし 鬼沢橋地下 ポンプ室	西川口1-35-13.14 地先	36.98	1.000	S53.11
	青木中継雨水貯留	上青木1-18地先	4278.00	0.796	H3.1
	南前川雨水貯留	南前川1-14地先	402.00	0.030	H3.5
	青木雨水ポンプ室	上青木1-18地先	76.00	0.376	H5.3
	西公民館前 地下ポンプ室	飯塚2-3-3地先	6.30	0.034	H5.3
	弥平四丁目 排水ポンプ室	弥平4-3-3地先	13.50	0.266	H8.8
	SKIPシティ 雨水貯留①	上青木3-12地先	12.90	0.072	H15.1
	芝西1丁目 排水ポンプ室②	芝西1-17地先	3.14	0.0075	H15.3
	芝4丁目 排水ポンプ室	芝5丁目3-12地先	4.15	0.034	H31.1
	芝樋ノ爪雨水貯留	芝樋ノ爪1-7-1地先	454.76	0.0059	H24.11
	桜町雨水貯留	桜町3丁目地内	918.33	0.042	H26.4
	並木元町雨水貯留	並木元町1-76地先	アートパーク 並木元町公園 地下 434.66	0.068	H29.7
	汚 水 中 継 用	しゅんぶうえんだいち 春風園第一地下 ポンプ室	上青木2-50地先	10.57	0.066
しゅんぶうえんだいに 春風園第二地下 ポンプ室		上青木2-38地先	10.57	0.066	S52.4
しゅんぶうえんだいさん 春風園第三地下 ポンプ室		上青木5-25地先	10.57	0.066	S52.7
ごえもんばし 五右衛門橋地下 ポンプ室③		朝日2-4-3地先	8.08	0.025	S56.4

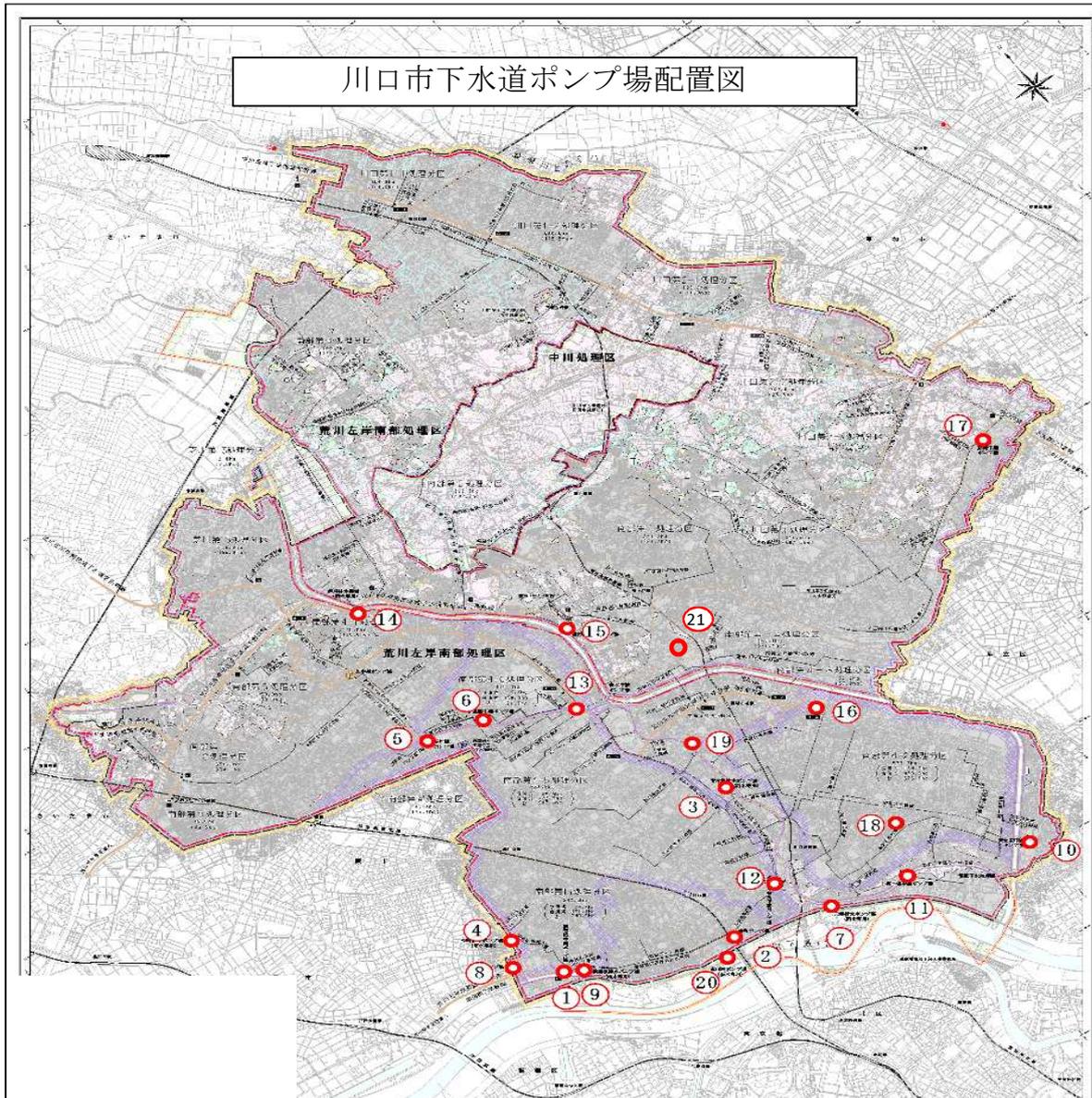
目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積[m ²]	能力[m ³ /s]	運転開始年月
汚 水 中 継 用	緑橋地下ポンプ室	緑町6番地先	8.08	0.022	S56.4
	もんびばし 門樋橋地下 ポンプ室	本町1-19地先	6.09	0.022	S56.11
	二ツ橋第一地下 ポンプ室	芝中田2-45-13地先	8.08	0.042	S56.12
	二ツ橋第二地下 ポンプ室	芝1-47-23地先	3.14	0.025	S57.3
	朝日町地下 ポンプ室	朝日1-5-1地先	8.08	0.036	S58.3
	オートレース場西 中継ポンプ室	青木5-15地先	32.49	0.110	S60.12
	焼却場前中継 ポンプ室	青木3-15-1地先	26.60	0.126	S62.10
	柳根地下ポンプ室④	柳根町29地先	1.54	0.015	H元.11
	こうえいこうえん 幸栄公園地下 ポンプ室⑤	栄町3-1地先	8.75	0.100	H2.8
	柳崎第5公園地下 ポンプ室⑥	柳崎1-4地先	8.75	0.031	H2.9
	しばうわや 芝上谷地下 ポンプ室⑦	大字芝7214地先	2.33	0.011	H8.4
	青陵高校南地下 ポンプ室⑧	大字神戸423地先	8.75	0.045	H8.7
	青陵高校西第一 地下ポンプ室	大字神戸539-5地先	13.50	0.026	H9.4
	戸塚東小学校前 地下ポンプ室⑨	戸塚東3-31地先	13.50	0.072	H10.1
	戸塚東1丁目地下 ポンプ室⑩	戸塚東1-8-1地先	3.32	0.0156	H10.4
東川口3丁目地下 ポンプ室⑪	東川口3-8-24地先	3.14	0.0083	H10.4	
長蔵1丁目地下 ポンプ室⑫	長蔵1-24-28地先	3.35	0.022	H11.4	

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積[m ²]	能力[m ³ /s]	運転開始年月
汚 水 中 継 用	戸塚1丁目地下 ポンプ室⑬	戸塚1-24-20地先	2.40	0.007	H11.4
	北原台地下 ポンプ室⑭	北原台1-26-23地先	2.40	0.0074	H11.4
	東川口2丁目地下 ポンプ室⑮	東川口2-6-2地先	3.32	0.0088	H11.4
	東川口6丁目地下 ポンプ室⑯	東川口5-1-4地先	8.75	0.0786	H11.4
	北原台2丁目地下 ポンプ室⑰	北原台2-23-23地先	3.14	0.0050	H14.3
	境橋西地下 ポンプ室⑱	大字安行領根岸 3267地先	3.14	0.0027	H14.11
	あんぎょうきちぞう 安行吉蔵地下 ポンプ室⑲	大字安行吉蔵 368番地先	3.14	0.012	H15.10
	ひがしうちの 東内野地下 ポンプ室⑳	大字東内野372-1地先	3.14	0.018	H16.1
	こうど 神戸地下 ポンプ室㉑	大字神戸629-4地先	3.14	0.0027	H16.3
	石神地下 ポンプ室㉒	大字石神227番地先	2.14	0.003	H16.9
	はちまんぎ 八幡木地下 ポンプ室㉓	八幡木3-18-20地先	2.80	0.004	H18.4
	伊刈西地下 ポンプ室㉔	大字伊刈881番地先	11.25	0.016	H18.12
	東内野第2地下 ポンプ室㉕	大字東内野439-4地先	2.49	0.025	H19.12
	里第1地下 ポンプ室㉖	大字里1085-9地先	3.02	0.0335	H20.4
	新井宿地下 ポンプ室㉗	大字新井宿521地先 (江川調整池内)	2.40	0.011	H21.4
根岸南地下 ポンプ室㉘	大字安行領根岸 2559-23地先	1.60	0.0033	H21.4	

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積[m ²]	能力 [m ³ /s]	運転開始年月
汚水中継用	里第2地下ポンプ室 ㉔	大字里610-1地先	2.27	0.0053	H21.4
	里第3地下ポンプ室	大字里621地先	2.54	0.0053	H21.4
	新井宿第2地下ポンプ室	大字新井宿56-1番地先	2.49	0.0027	H22.4
	東内野第3地下ポンプ室	大字東内野204-5番地先	2.40	0.0053	H23.4
	南鳩ヶ谷第1地下ポンプ室 ㉕	南鳩ヶ谷2-1-4	3.445	0.0047	H24.3
	芝支所北地下ポンプ室	大字芝6832-1番地先	2.49	0.005	H25.8
	神戸第2地下ポンプ室	大字神戸579-31地先	1.77	0.0053	H28.4
	安行藤八地下ポンプ室	安行藤八840-57地先	2.4	0.0053	H31.1
汚水中継・雨水排除	飯塚ポンプ室	飯塚3-11-6地先	71.81	雨水 0.400 汚水 0.040	S63.2

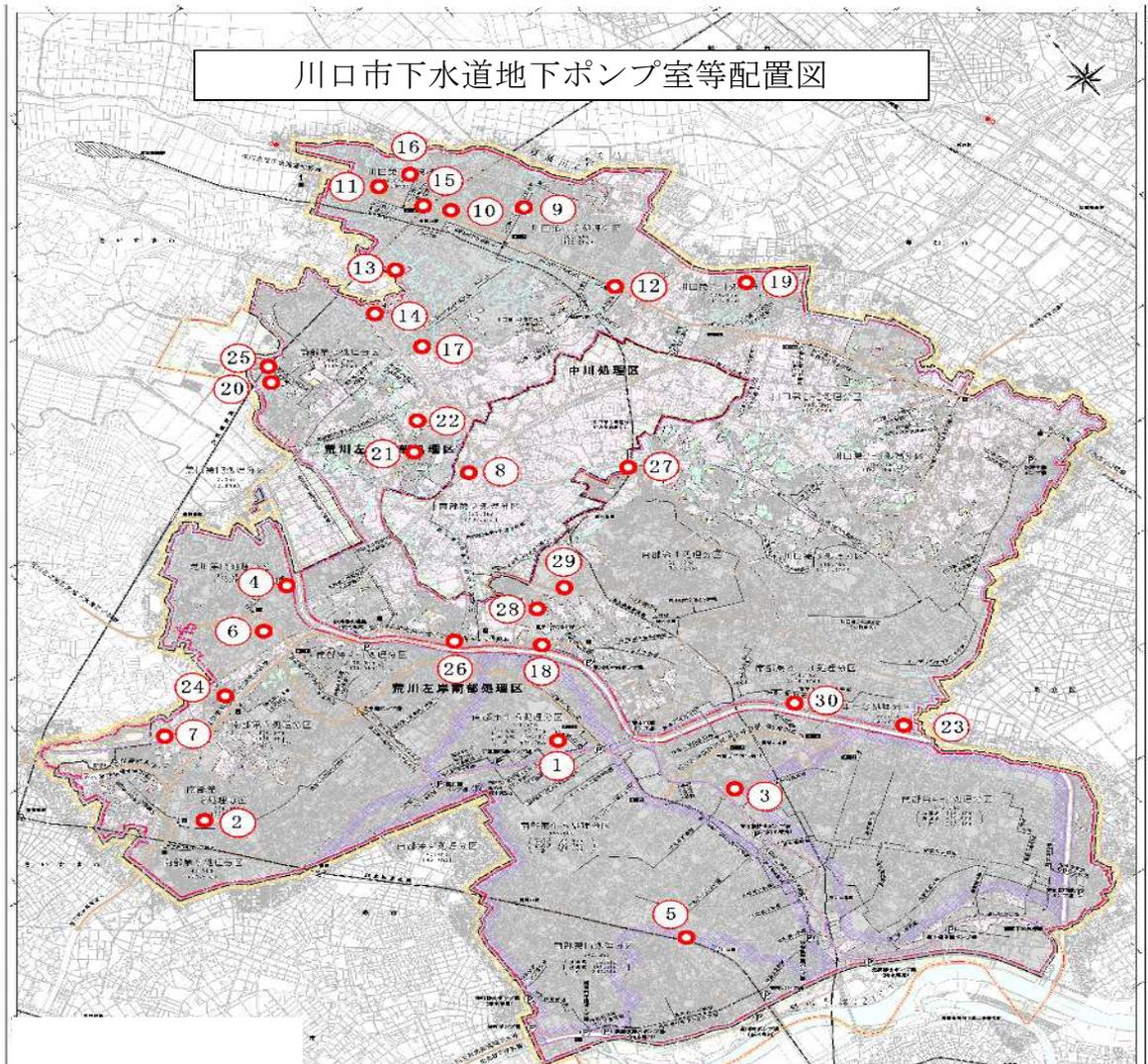
○地下ポンプ室監視システム（戸塚東小学校前地下ポンプ室）





① 横曽根中継ポンプ場	⑧ 緑町ポンプ場	⑮ 里ポンプ場
② 寿町ポンプ場	⑨ 横曽根排水ポンプ場	⑯ 二軒在家排水ポンプ場
③ 青木橋排水ポンプ場	⑩ 東領家中継ポンプ場	⑰ 新堀中継ポンプ場
④ 仲町排水ポンプ場	⑪ 榎木橋中継ポンプ場	⑱ 領家第八公園ポンプ場
⑤ 竪前橋ポンプ場	⑫ 中央橋中継ポンプ場	⑲ 南鳩ヶ谷ポンプ場
⑥ 丁張橋中継ポンプ場	⑬ 青木中継ポンプ場	⑳ 荒川町ポンプ場
⑦ 元郷排水ポンプ場	⑭ 伊刈排水機場	㉑ 辻ポンプ場

※地下ポンプ室等を除く



① SKIPシティ雨水貯留	⑪ 東川口3丁目地下ポンプ室	⑳ 東内野地下ポンプ室
② 芝西1丁目排水ポンプ室	⑫ 長蔵1丁目地下ポンプ室	㉑ 神戸地下ポンプ室
③ 五右衛門橋地下ポンプ室	⑬ 戸塚1丁目地下ポンプ室	㉒ 石神地下ポンプ室
④ 柳根地下ポンプ室	⑭ 北原台地下ポンプ室	㉓ 八幡木地下ポンプ室
⑤ 幸栄公園地下ポンプ室	⑮ 東川口2丁目地下ポンプ室	㉔ 伊刈西地下ポンプ室
⑥ 柳崎第5公園地下ポンプ室	⑯ 東川口6丁目地下ポンプ室	㉕ 東内野第2地下ポンプ室
⑦ 芝上谷地下ポンプ室	⑰ 北原台2丁目地下ポンプ室	㉖ 里第1地下ポンプ室
⑧ 青陵高校南地下ポンプ室	⑱ 境橋西地下ポンプ室	㉗ 新井宿地下ポンプ室
⑨ 戸塚東小学校前地下ポンプ室	㉀ 安行吉蔵地下ポンプ室	㉘ 根岸南地下ポンプ室
⑩ 戸塚東1丁目地下ポンプ室	㉁ 東内野地下ポンプ室	㉙ 里第2地下ポンプ室
		㉚ 南鳩ヶ谷第1地下ポンプ室

※これ以外にも30ヵ所の地下ポンプ室等があります。

第5章 災害対策

1 浸水対策

降雨による浸水対策として、雨水貯留管及び調整池を施工し、浸水の軽減を図っています。

<雨水貯留施設一覧>

(1) 南部第4処理分区雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水貯留管 (平成2年8月竣工)	上青木1丁目、 上青木西1・2 丁目、西青木 4・5丁目地内	浸水対策用	8,500 m ³ 管径 3,050mm 延長 1,270m
雨水調整池 (平成3年3月竣工)	南前川1丁目 地内		3,500 m ³ 1,750 m ³ ×2池 (内径 14m)
計			12,000 m ³

(2) 二軒在家公園雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水調整池 (平成元年4月竣工) (平成11年9月改修)	朝日4-12 (二軒在家公園内)	浸水対策用	2,500 m ³

(3) 桜町排水区雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水貯留管 (平成27年3月竣工)	桜町3丁目 地内	浸水対策用	3,600 m ³

(4) 並木元町公園雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水調整池 (平成30年3月竣工) (平成29年7月供用開始)	並木元町 地内	浸水対策用	5,800 m ³

2 地震対策

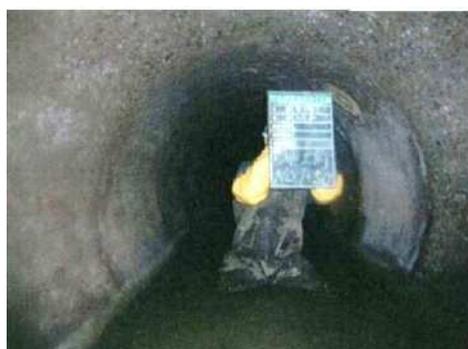
地震により、下水道施設が損傷することで、下水道を長時間使用できなくなると、市民生活や社会活動に極めて大きな影響が及びます。こうしたことから、大規模地震災害時においても下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震化（防災対策）と、被害の最小化（減災対策）を組み合わせることにより計画的な地震対策に取り組めます。

（1）管路施設における耐震化の推進

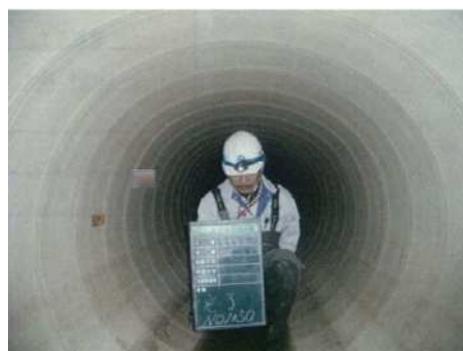
新設する管きょは、各種耐震対策指針に基づき、可とう性継手を用いるなど耐震性の強化を図ります。一方、既に埋設されている重要な管きょ（避難所からの汚水を受ける管きょ、緊急輸送道路下にある管きょ、河川や軌道を横断している管きょ）については、優先的に管更生などの耐震化を進めます。また、緊急輸送道路下にあるマンホールのうち、液状化によるマンホール浮上の恐れがあると判定されたマンホールについては、優先的に浮上防止対策を行います。

○下水道管更生の整備事例

古くなった下水道管の内部に硬質塩化ビニル製の部材をコーティングし、耐震性がある下水道管に蘇えらせる工法です。



【更生前の下水道管の内部】



【更生後の下水道管の内部】

(2) ポンプ場における耐震化の推進

耐震性能の評価・調査診断を行い、耐震性能が不足していると判定されたポンプ場については、耐震補強を進めます。

○耐震性能の評価・調査診断の事例

ポンプ場の壁などからコンクリートを切り取り、コンクリートの強度を確認する試験です。



【コンクリートコア切り取りの様子】



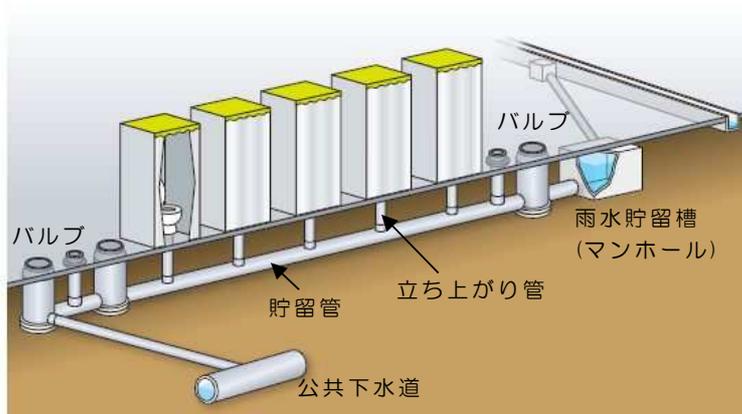
【圧縮強度試験の様子】

(3) 災害用マンホールトイレの整備推進

「川口市地域防災計画」に示されている指定避難所などを対象とし、災害用マンホールトイレの整備を進めます。

○災害用マンホールトイレの設置事例

地中に貯留型下水道管を整備し、地上に災害用仮設トイレを設置したイメージ図です。



災害用マンホールトイレ整備箇所

令和2年3月31日現在

設置年度	設置場所	設置基数
平成19年度	戸塚スポーツセンター	46基
平成20年度	辻小学校	5基
	鳩ヶ谷支所	5基
	三ツ和公園	5基
平成21年度	荒川運動公園管理棟	24基
	里小学校	5基
	中居小学校	5基
	八幡木中学校	5基
	県立鳩ヶ谷高等学校	5基
	鳩ヶ谷小学校	5基
	鳩ヶ谷中学校	5基
平成22年度	本町小学校	13基
	県立川口高等学校	5基
	桜町小学校	5基
	里中学校	5基
平成23年度	元郷南小学校	9基
	前田西公園	5基
	前田東公園	5基
	南鳩ヶ谷小学校	5基
平成24年度	柳崎小学校	9基
	新郷南小学校	10基
平成25年度	青木中央小学校	11基
平成26年度	木曾呂小学校	7基
平成27年度	安行東小学校	10基
	戸塚北小学校	9基
平成28年度	前川小学校	11基
	朝日東小学校	9基
平成29年度	仲町小学校	11基
	安行中学校	10基
平成30年度	芝小学校	9基
	榛松中学校	10基
令和元年度	根岸小学校	7基
	東領家小学校	9基
	戸塚東小学校	9基
	慈林小学校	10基
合 計		318基

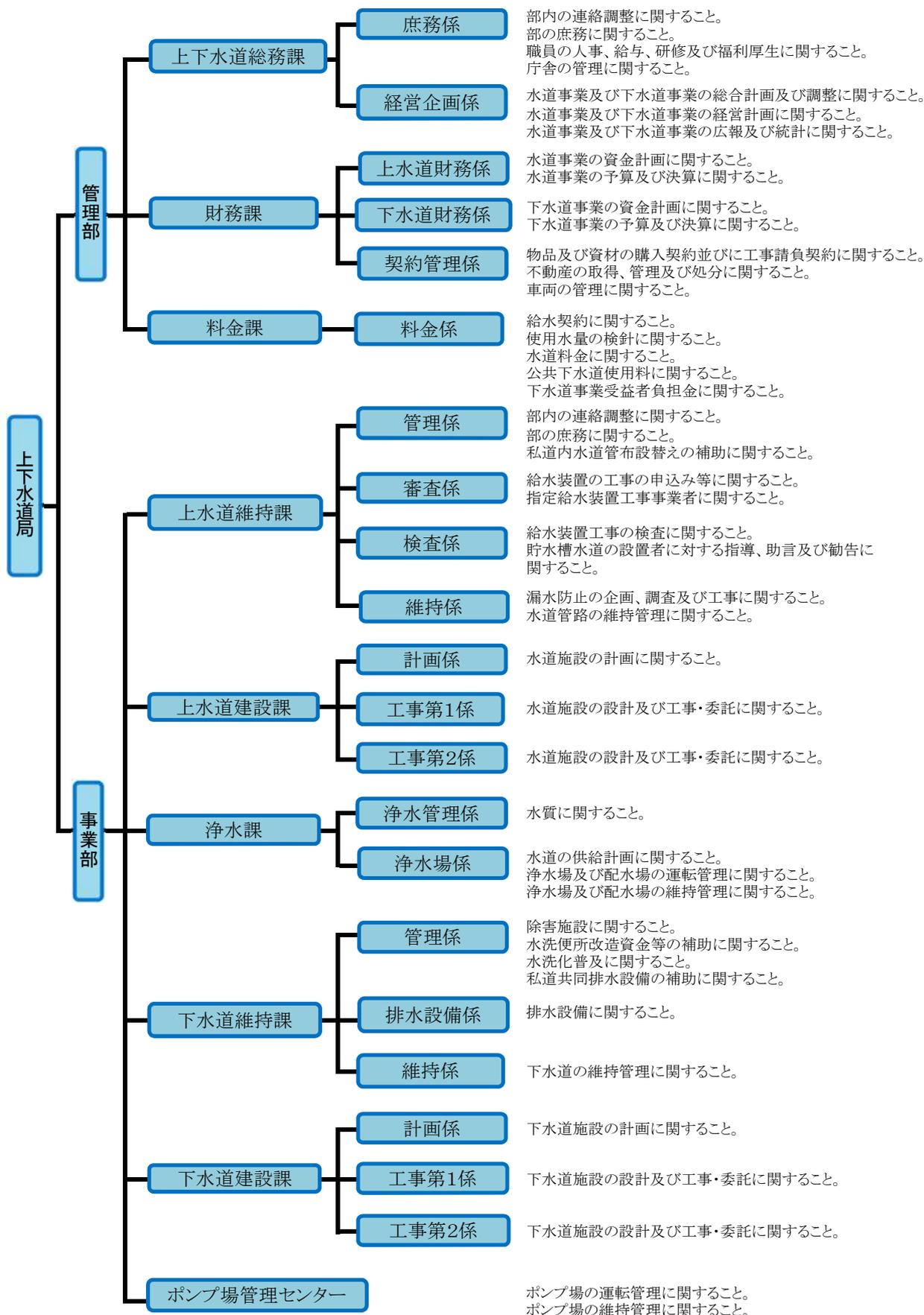
(4) 危機管理体制の向上

下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的とした被災時の行動計画である「川口市下水道事業業務継続計画」に基づく訓練の実施や資材の備蓄を行い、災害に強い危機管理体制の向上に努めます。

第6章 上下水道局の組織

1 組織図及び事務分掌

令和2年4月1日現在



2 職員配置表

課・係名称		上下水道総務課	庶務係	経営企画係	財務課			契約管理係	料金課		上下水道維持課	管理係	審査係	検査係	維持係
職名称					水道財務係	下水道財務係	料金係		料金係						
部長		1								2					
事務職	次長	1			1			1							
	課長														
	課長補佐	1	1		2	1		1		2		1	1		
	係長	5	2	3	3		3	4	4	3	2		1		
	主任	1	1		4	1	1	2	1	1	1				
	主事	3	1	2	1	1			2	2	3	1		2	
	主事補	1	1		3	2		1	1	1	2			1	1
	参与														
	計	12	6	5	14	5	4	4	9	8	11	4	1	5	1
技術職	次長														
	課長														
	課長補佐									2				2	
	係長									5	1	2		2	
	主任									2				2	
	技師									6		1	3	2	
	技師補									1		1			
	参与														
計										16	1	4	3	8	
現業職	主任									16			3	13	
	班長														
	技能師														
	技能員														
	業務員														
	参与									1				1	
計										17			3	14	
計		13	6	5	14	5	4	4	9	8	46	5	5	11	23

(注:管理者を除く)

上水道建設課	浄水課			下水道維持課			下水道建設課			ポンプ場管理センター	計	
	計画係	工事第1係	工事第2係	浄水管理係	浄水場係	管理係	排水設備係	維持係	計画係			工事第1係
												3
												3
												0
							1	1				6
				1	1		1	1		1	1	18
1	1											8
												9
												7
												0
1	1			1	1		2	2		1	1	51
							1			1		2
1				1							1	3
2	1	1		2	1	1	1		1	2	1	11
4		2	2	3	2	1	3	1	1	7	2	29
9	2	6	1				3	1	2	4	1	19
3			3	6	3	3	5	1	2	3	2	28
1	1						2		1	1	1	5
												0
20	4	9	6	12	6	5	15	3	6	18	5	97
							12					28
												0
												0
												0
												0
							1				1	2
							13				13	30
21	5	9	6	13	7	5	30	5	6	19	6	181

【参考資料】

下水道関連用語集

- 雨水貯留施設
集中豪雨時など、下水道管の能力を超える雨水の流入による浸水被害を軽減するために、下水を一時的に貯留する施設。雨水貯留管、雨水調整池等がある。
- 雨水ます
分流式下水道の場合、路面排水と宅地からの雨水、合流式下水道の場合、路面排水のみを受け、取付け管により雨水管きよまたは排水管に流すますのこと。
- 汚水
生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは付随する廃水をいう。具体的には、生活雑排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水など。
- 管きよ（管渠）
下水を集めて排除するための施設。汚水管きよ、雨水管きよ、合流管きよ等がある。
- 下水
生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは付随する廃水、または雨水をいう。
- 下水道
下水を排除するために設けられる排水管、排水きよ、その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）、またはこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 下水道管理者
下水道の設置、改築、修繕、維持その他管理を行う者のこと。公共下水道及び都市下水路は市町村、流域下水道は都道府県が原則として下水道管理者になる。
- 下水道使用料
下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。
- 公共ます
通常、公道と宅地（私道）の境目に設置される公設のます。この公設のますまでが下水道施設の範囲となる。排水設備と公共下水道の接点で集められた下水はこれから取付け管によって管きよに接続される。

- 合流式下水道
汚水及び雨水を同一の管きょで排除し処理する方式。
- 終末処理場
下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 処理区域
下水を処理場で処理することができる区域。
- 人口集中地区【DID 地区】
国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上有する地域。地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策などに広く利用されている。
- 水洗化率
処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。
下水の供用が開始されると、処理開始の日から三年以内に処理区域内のくみ取り便所は水洗化（汚水管の公共下水道への連結）しなければならないことになっている。
- 沈砂池（ちんさち）
主に、流入下水中の土砂などを沈殿させて取り除く池であり、ポンプ等機械設備の摩耗やつまりを防ぎ、処理作業の円滑化を図るためのもの。
- 排水設備
下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、私設ます等。下水道の供用開始後にその土地の所有者等に設置義務が課される。
- 分流式下水道
汚水と雨水を別々の管きょに集めて排除する下水道。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水は雨水吐口から河川に排出される。
- 流域下水道
2以上の市町村から下水を受けて処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょから成り、事業主体は原則として都道府県である。

令和元年度
川口市の下水道
令和2年8月発行

発行 川口市上下水道局

〒332-8501

埼玉県川口市青木5-13-1

電話 048-258-4132

FAX 048-256-4871

ホームページ

<https://www.water-kawaguchi.jp/>

